

会費規程

(目的)

第1条

この規程は、長野県ドッジボール協会(以下、「協会」という)の規約第7条に基づき、協会の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条

協会の会費は、別表に掲げるとおりとする。

(納入)

第3条

前条に規定する会費は、協会が指定する方法で該当する金額を納入するものとする。

(補則)

第4条

この規程に定めるもののほか、会費及びこの規程の施行に関し、必要な事項は理事会で審議の上決定する。

附 則 この規程は2014年4月1日から施行する。

附 則 この規程は2015年4月1日から施行する。

附 則 この規程は2018年4月1日から施行する。

附 則 この規程は2024年4月1日から施行する。

別表

	カテゴリー	入会月	金額(単位円)	
チーム関係	D-1	4月1日～7月末日	29,000	
		8月1日～3月末日	15,000	
	D-1G・S-1・S-1G・U15	通年	4,000	
	D-2	4月1日～7月末日	4,000	
		8月1日～11月末日	2,500	
		12月1日～3月末日	1,200	
	D-3	4月1日～7月末日	2,000	
		8月1日～11月末日	1,500	
		12月1日～3月末日	1,000	
団体・審判員等	団体等	通年	36,000	
	個人	通年	1,000	
	JDBA、公認審判員 長野県協会、公認審判員 JDBA、公認指導者 一般競技者 中高生競技者	通年	当分の間徴収しない	
	協会役員	通年	別途役員会費で納入	

※チームのカテゴリーは一般財団法人日本ドッジボール協会のカテゴリーに準ずる。